

答 申 第 1 号  
平成14年12月25日

徳島県知事 大 田 正 殿

徳島県個人情報保護審査会  
会 長 藤 岡 幹 恭

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項等について（答申）

平成14年9月19日付け総務第518号、平成14年10月18日付け総務第592号、平成14年11月6日付け総務第629号並びに平成14年11月28日付け総務第653号及び総務第654号で諮問のありましたことにつきまして、下記のとおり答申します。

#### 記

- 1 個人情報の収集制限（本人収集の原則）の例外に関する事項（条例第6条第2項関係）について  
諮問された事項については、いずれも個人情報取扱事務の目的の達成や円滑な実施の確保を図る上で必要なものと認められます。  
なお、類型に該当するか否かについては、本人収集の原則の趣旨を踏まえ、本人以外から個人情報を収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。
- 2 個人情報の収集制限（センシティブ情報の収集制限）の例外に関する事項（条例第6条第3項関係）について  
諮問された事項については、いずれも個人情報取扱事務の目的の達成する上で必要なものと認められます。  
なお、類型に該当するか否かについては、センシティブ情報の収集禁止の原則の趣旨を踏まえ、収集する個人情報の内容や必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。
- 3 個人情報の目的外の利用・提供制限の例外に関する事項（条例第7条関係）について  
諮問された事項については、いずれも公益上の必要性その他相当の理由があり必要なものと認められます。  
なお、類型に該当するか否かについては、個人情報取扱事務の目的以外の

目的のための利用及び提供の禁止の原則の趣旨を踏まえ、利用又は提供する個人情報の内容や必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

4 オンライン結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項（条例第8条第2項関係）について

諮問された事項については、いずれも個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられており、かつ、公益上の必要性があるものと認められます。

なお、オンライン結合により個人情報を提供する場合には、オンライン結合の基準に則した適切な個人情報の保護措置を講ずることを要望します。

5 事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針（条例第46条第2項関係）について

徳島県個人情報保護条例の規定内容から、妥当な内容と認められます。

なお、事業者に対する指針の周知を積極的に行うことを要望します。

収集制限（本人収集）の例外に関する事項（条例第6条第2項第6号関係）

（類型事項）

番号	項 目	本人以外からの収集が認められる理由
1	<p>（栄典・表彰等選考関係）                      栄典、表彰等の選考事務において、候補者に関する個人情報を本人以外のもので収集する場合</p>	<p>適任者を幅広く求めるためには、選考に必要な範囲内で、本人以外のものから候補者に関する個人情報を収集する必要がある。                      候補者の段階で本人から収集したのでは、事務の目的達成に支障を生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがある。                      本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができない場合がある。</p>
2	<p>（委員・講師等選任関係）                      委員、講師、指導者等を選任する事務において、候補者に関する個人情報を本人以外のもので収集する場合</p>	<p>適任者を幅広く求めるためには、選任に必要な範囲内で、本人以外のものから候補者に関する個人情報を収集する必要がある。                      候補者の段階で本人から収集したのでは、事務の目的達成に支障を生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがある。                      本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができない場合がある。</p>
3	<p>（取材対象者等選定関係）                      取材を行う事務において、対象者の選定に当たり、候補者に関する個人情報を本人以外のもので収集する場合</p>	<p>適任者を幅広く求めるためには、選定に必要な範囲内で、本人以外のものから候補者に関する個人情報を収集する必要がある。                      本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができない場合がある。</p>
4	<p>（団体等指導及び補助金交付関係）                      団体等に対する指導又は補助金等の交付に関する事務において、団体等の職員、構成員又は団体等が設置若しくは運営している施設の利用者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合</p>	<p>団体等に対する指導や補助金の交付等の事務を適切に実施するためには、事務に必要な範囲内で、当該団体等の職員等や当該団体等が設置運営している施設の利用者等に関する個人情報を収集する必要がある。                      これらの個人情報は、当該団体等でなければ保有していない情報である。</p>
5	<p>（相談等関係）                      県民等からの相談、苦情、要望、陳情、通報等において、その内容に本人以外の者に関する個人情報が含まれている場合</p>	<p>相談等の内容は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、相談等の内容に本人以外の者に関する個人情報が含まれている場合でも、その性質上、収集を拒むことができない場合がある。                      。                      相談等に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内で、相談者以外の者に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。</p>

番号	項目	本人以外からの収集が認められる理由
6	(資料送付等関係) 実施機関以外のものから送付された資料等の中に個人情報が含まれている場合	実施機関が行う事務に関して資料等が送付されてきた場合、収集を拒むことは事実上困難である。個人情報が報告書等の一部である場合、当該部分を除いて収集することは事実上困難である。
7	(申請・届出等関係) 申請、届出等に関する事務において、申請等に併い提出された書類の中に申請者等以外の者に関する個人情報が含まれている場合	各種の申請等に係る事務の処理に当たり、その適格性の審査等の事務に必要な範囲内で、申請者等である企業等の従業員に関する情報など申請者以外の者に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
8	(許可要件等該当性確認関係) 許可、免許等に関する事務において、許可等の要件の該当性を確認するため、申請者以外のものから個人情報を収集する場合	許可等に係る事務の処理に当たり、その適格性等の要件を審査するためには、申請者等に関する当該要件等に係る個人情報を国や他の地方公共団体等から収集することが必要な場合がある。情報の客観性、正確性を確保し、適正な許可事務等を行うためには、本人以外のものから本人に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
9	(所在不明等関係) 本人の所在不明等の理由により、本人から収集することが困難な場合。	本人から収集することができない。 本人の所在確認等のため、家族や所属団体など本人以外のものから本人に関する個人情報を収集する場合がある。
10	(評価・指導等関係) 評価、指導、争訟、交渉等の事務において、本人から収集したのではその目的を達成し得ない場合。	対象者本人から収集したのでは、事務の目的達成に支障を生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがある。 情報の客観性、正確性を確保し、適正な評価等を行うためには、事務に必要な範囲内で、本人以外のものから本人に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
11	(病院・保健所等での診療等関係) 病院、保健所等において、診療、疾病予防等に必要な範囲内で、本人に関する個人情報を本人の家族等から収集する場合。	患者や受診者等に対する的確な診療、保健指導等を行うためには、本人の過去の治療歴、家庭での生活習慣など診療等に必要な個人情報を、主治医や家族など本人以外のものから収集することが必要な場合がある。

番号	項 目	本人以外からの収集が認められる理由
1 2	(職員の任免等関係) 職員の任免等を行うに当たり、対象職員に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合	職員の任用に当たって適格性の審査を公正に行い、又は免職等の処分に当たって事案に応じた的確な処理を行うためには、事務に必要な範囲内で、本人以外のものから本人に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
1 3	(事故処理等関係) 職員等が関係する事故等の処理に当たって、事故の当事者等に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合。	職員等が関係する事故、実施機関の管理する施設内における事故等の処理に当たって、事故への適切な対応を行うためには、事務に必要な範囲内で、当事者双方から相手方の情報を収集したり、当事者以外のものから当事者等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができない場合がある。
1 4	(業務委託等関係) 工事請負、業務委託等の契約及びその施工等に関する事務において、契約の相手方から当該事務に従事する者等に関する個人情報を収集する場合。	工事請負契約等において、その適正かつ円滑な執行を確保するため、事務に必要な範囲内で、当該業務に従業する者等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。 これらの個人情報は、当該委託先等でなければ保有していない情報である。
1 5	(資金貸付等関係) 資金貸付、融資等の制度の運営において、金融機関等から借受者の償還状況等に関する個人情報を収集する場合	各種の資金貸付、融資等の制度を適切に運営するためには、事務に必要な範囲内で、借受者の償還状況や保証人の資産状況等の個人情報を正確に把握する必要がある。 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、金融機関や民間調査機関等から情報を収集することが必要な場合がある。
1 6	(用地取得等関係) 公共事業の用地取得や公有財産の管理等に関する事務において、権利関係や評価等に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合。	公共事業の用地取得や公有財産の管理等において、当該土地、建物等に関する権利関係や評価等を正確に把握することが必要である。 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、本人以外のものから情報を収集することが必要な場合がある。

(個別事項)

番号	項 目	本人以外からの収集が認められる理由
1	<p>(がん・脳卒中登録関係)</p> <p>がん・脳卒中登録において、疾病の実態把握等のため、医療機関から患者に関する個人情報を収集する場合</p>	<p>がん登録等の事業は、疾病等の実態把握を主たる目的として実施され、その成果は疾病対策等の企画・評価に関する基礎資料となるとともに、疾病の原因の究明、検診の精度管理や効果測定等にも活用されている。こうした分野での個人情報の利用又は提供には、公益上の必要性が認められるとともに、患者等に対しよりの確な医療保健福祉サービスを提供するという面でも重要な役割を果たしていることが認められる。</p> <p>登録事業の実施は(財)徳島県総合健診センターに委託しているが、担当者の特定期間やパスワードの設定など適切な保護措置が講じられている。</p> <p>今後、登録事業における個人情報の取扱いについて十分に周知し、県民や関係者等の一層の協力を得るとともに、本人又は家族等に登録に対する意思表示等一定の関与を認めるなど、個人情報の例外的な取扱いを行う上で、患者等の権利利益に配慮した個人情報の保護システムの充実を図っていく必要がある。</p>

収集制限（センシティブ情報の収集制限）の例外（条例第6条第3項関係）

（類型事項）

番号	類 型	例外として収集が認められる理由	思想	身体	社会
1	(栄典・表彰等選考関係) 栄典、表彰等の選考事務において、候補者の身体等に関する個人情報を収集することが必要な場合	表彰等の内容によっては、表彰等に必要な範囲内で、候補者の身体等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。 犯罪歴を有する者が栄典、表彰等を受けることは、社会通念上県民等の感情にそぐわないと考えられることから、候補者の選考に当たって、犯罪歴の有無等を確認することが必要な場合がある。 実施機関以外のものから提出される功績調書等には、候補者の信条等に関する個人情報が含まれる場合があるが、これらは推薦者等の意思により任意に提供されるものであり、その性質上、収集を拒むことができない。			
2	(作文募集等関係) 作文等のコンクールや試験等において作成される作文、論文等の中で、応募者等の意思により思想等に関する個人情報が提供され、収集することとなる場合	作文等の記述内容等は、応募者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集を拒むことができない。			
3	(相談等関係) 県民等からの相談、苦情、要望、陳情、通報等において、相談者等の意思により思想等に関する個人情報が提供され、収集することとなる場合	相談等の内容は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集を拒むことができない。 相談等に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内で、個人情報を的確に把握することが必要な場合がある。			
4	(刊行物等関係) 一般に入手できる刊行物等から、思想等に関する個人情報を収集する場合	新聞や書籍等に掲載され、公にされている情報等については、不特定多数の者に公表され誰もが知り得る状態にあることから、事務の目的の範囲内で収集する限りにおいては、個人情報保護の問題が生じることは少ないと考えられる。しかし、情報のすべてが正確なものとは限らないことから、出典等を明示しておくことが望ましい。			

番号	類 型	例外として収集が認められる理由	思想	身体	社会
5	(来訪者等受入関係) 来訪者や研修生等の受入を行うに当たり、来訪者等の身体等に関する個人情報を収集する場合	来訪者等の円滑な受入のために、受入に必要な範囲内で、来訪者等の身体等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。 特に、海外からの来訪者や研修生等の受入に当たっては、滞在中の生活に支障がないように、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するために、信教等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。 受入に当たって、来訪者等から配慮を求められる場合など、これらの個人情報が相手方の意思により一方的に提供される場合がある。			
6	(申請・届出等関係) 申請、届出等に関する事務において、信教等に関する個人情報を収集する場合	各種の申請、届出等に係る事務処理に当たっては、当該申請等の要件等として信教等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。 これらの個人情報は、申請等に係る審査など当該申請等に基づく事務を行うに当たり必要不可欠なものである。			
7	(争訟・交渉等関係) 争訟、交渉等の事務において、当事者等の思想等に関する個人情報を収集する場合	争訟等における相手方の主張等は、相手方の自由な意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集を拒むことができない。 争訟等においては、実施機関が公正な判断や主張立証等を行うために必要な範囲内で、当事者や関係者の思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。			
8	(教育・指導等関係) 教育、指導、評価、訓練等の事務において、対象となる者等の身体等に関する個人情報を収集する場合	教育等の事務を行うに当たっては、その対象となる者等の実状を把握するために必要な範囲内で、身体等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。 宗教上の理由から教育上の配慮を求められる場合など、対象となる者等の意思により一方的に提供される個人情報については、その性質上、収集を拒むことができない。 指導等を行う中で、対象となる者の主張等を聴取することが必要な場合があるが、その主張等に含まれ一方的に提供される場合がある。			



番号	類 型	例外として収集が認められる理由	思想	身体	社会
9	(病院等での診療等関係) 病院、保健所等において、診療、疾病予防等を行うために、患者等の身体等に関する個人情報を収集する場合	医療機関や保健所等において、患者等に対する確な診療や保健指導等を行うためには、診療等に必要な範囲内で、患者等の身体等に関する個人情報を収集する必要がある。また、患者等の生活歴等を聴取することが必要な場合があるが、その中に、患者等の信仰等に関する個人情報が含まれる場合がある。			
10	(職員の任免等関係) 職員や委員の任免等を行うに当たり、身体等に関する個人情報を収集する場合	職員や委員の任用に当たって適格性の審査を適正に行い、又は免職等の処分に当たって事案に応じた適正な処理を行うためには、事務に必要な範囲内で、職員等に関する身体や犯罪歴等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。			
11	(事故処理等関係) 職員等が関係する事故等の処理に当たって、事故の当事者等の身体に関する個人情報を収集する場合	職員等が関係する事故、実施機関の管理する施設内における事故等の処理に当たっては、正確な事故の状況や被害の状況等を把握するために必要な範囲内で、事故の当事者等の身体に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。			
12	(用地取得等関係) 公共事業の用地取得や公有財産の管理等に関する事務において、墳墓等の宗教施設の改葬、移転等の補償を適切に行うため、信教に関する個人情報を収集する場合、また、権利関係等を確認するために本籍等に関する個人情報を収集する場合	墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転等の補償額算定等においては、所有者等の信教に関する個人情報を収集する必要がある。 公共事業の用地取得や公有財産の管理においては、権利関係や相続関係等を正確に把握するために、土地や家屋の所有者等に係る相続関係調査等により本籍等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。			
13	(障害者対策関係) 障害者を対象とした事務を行うに当たり、当該事務を実施するため必要な個人情報を収集する場合	心身に障害を有する者に対して、適切な事務を行うためには、事務に必要な範囲内で、その対象となる者の身体に関する個人情報を収集する必要がある。			
14	(人権対策関係) 人権対策に関する事務を行うに当たり、当該事務を実施するため必要な個人情報を収集する場合	人権対策に関する事務を行うに当たっては、事務に必要な範囲内で、その対象となる者の属性等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。			

番号	類 型	例外として収集が認められる理由	思想	身体	社会
15	(本人確認関係) 本人であること等を確認するに当たって、本籍に関する個人情報を収集する場合	保有個人情報の開示に関する事務等を行うに当たっては、本人であること等を確認する必要があるが、その確認のために提示又は提出される書類の中に、本籍に関する個人情報が含まれる場合がある。			
16	(県営住宅の管理等関係) 県営住宅の適正な管理を行うために、入居者等の身体等に関する個人情報を収集する場合	県営住宅の入居者の募集や管理等に当たっては、入居者等の実状を正確に把握するために必要な範囲内で、本籍や身体等に関する個人情報を収集する必要がある。			
17	(災害・事故等関係) 災害や事故の状況を把握する事務、災害や事故による死者又は障害を生じた者に給付金等を支給する事務等を行うに当たり、被災者等の身体に関する個人情報を収集する場合	災害や事故の状況を把握する事務及び災害や事故による死者や障害が生じた者に給付金等を支給する事務を行うに当たっては、被災者等の身体に関する個人情報を収集する必要がある。			
18	(研修参加等関係) 研修参加、資格取得等に当たり、健康診断書等により身体に関する個人情報を収集する場合	研修や資格等の中には、本人の健康状態の良好なことが研修への参加や資格取得の要件等とされている場合があるが、その要件等を満たしているかどうかを判断するためには、健康診断等により身体に関する個人情報を収集する必要がある。			
19	(法定受託事務関係) 法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示等より収集する場合	法定受託事務において、個人情報の収集について各大臣その他国の機関から基準等が示されている場合には、是正の指示等の関与により、最終的には、これに従わざるを得ない。			
20	(業務委託関係) 委託契約等に当たり、当該業務の受託者等からその従事者の身体に関する個人情報を収集する場合	委託契約等に当たって、業務の内容等によっては、当該業務の委託に必要な範囲内で、委託先の従業員等の身体に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。			
21	(議員の政党名等関係) 議員の政党名、会派名、政治的理念等に関する個人情報を収集する場合	議会に関係する事務を適切に行うためには、事務に必要な範囲内で、議員の所属政党名、会派名、政治理念等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。			

目的外の利用・提供制限の例外に関する事項（条例第7条第5号関係）

（類型事項）

番号	類 型	目的外利用・提供が認められる理由
1	<p>（栄典・表彰等選考関係）                      栄典、表彰等の選考事務において、個人情報を利用又は提供する場合</p>	<p>表彰等においては、適任者を幅広く求める必要がある。                      候補者の段階で本人から収集したのでは、事務の目的達成に支障を生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがある。                      このため、候補者の選考に必要な範囲内で、実施機関が現に保有する個人情報を、実施機関内部で利用し、又は実施機関以外の県の機関若しくは国等に提供することが必要な場合がある。                      ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
2	<p>（委員・講師等選任関係）                      委員、講師、指導者等の選任する事務において、個人情報を利用又は提供する場合</p>	<p>委員等の選任においては、適任者を幅広く求める必要がある。                      候補者の段階で本人から収集したのでは、事務の目的達成に支障を生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがある。                      このため、候補者の選任に必要な範囲内で、実施機関が現に保有する個人情報を、実施機関内部で利用し、又は実施機関以外の県の機関若しくは国等に提供することが必要な場合がある。                      ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
3	<p>（報道等関係）                      報道機関への公表や報道機関等からの取材、要請等に応じて、個人情報を利用又は提供する場合</p>	<p>対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等から判断して、報道機関等に発表し、又は取材に応じることが必要な場合がある。                      犯罪、事故等特別な理由がある場合には、公表すること等が公益上必要な場合がある。                      ただし、公表することが社会通念上許容される範囲内であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p>

番号	類 型	目的外利用・提供が認められる理由
4	<p>(国等照会関係)</p> <p>国、地方公共団体等が法令等に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合</p>	<p>国、地方公共団体その他これに類する公的機関が法令等に基づく事務を遂行するために必要な情報であり、個人情報を利用し、又は提供する公益上の必要性が認められる。</p> <p>個人情報を利用し、又は提供しなければ、当該機関が改めて本人等から収集しなければならないなど、時間や経費がかかるとともに、本人等にも負担をかけることになるなど、県民等の負担軽減、行政運営の効率化等の観点から、行政機関には、住民の福祉の向上を図り、相互に協力して適切に事務を遂行することが要請されている。</p> <p>ただし、法令等に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内であって、個人情報を利用する公益上の必要性があり、個人情報を照会することについて合理的な理由があり、かつ、いずれの場合も個人情報の内容、当該目的その他の事情から判断して本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
5	<p>(法令等照会関係)</p> <p>国等が法令等に基づき実施する照会等に応じて提供する場合</p>	<p>次に掲げる法令等に基づき国等が実施する照会等については、公共団体の機関として、当該法令等の規定の趣旨を踏まえて対処することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法第100条第1項の規定に基づく議会からの提出要求に従い、選挙人等の記録を提出するとき</li> <li>・ 国税徴収法第141条の規定に基づく税務署等からの質問及び検査に応ずるとき</li> <li>・ 会計検査院法第26条の規定に基づく会計検査院からの帳簿等の提出要求に従い、帳簿等を提出するとき</li> <li>・ 民事訴訟法第319条等の規定に基づく裁判所からの報告の求めに応じて、報告、文書の送付等を行うとき</li> <li>・ 刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく司法警察職員からの照会に対して回答するとき</li> <li>・ 弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に対して回答するとき</li> </ul> <p>ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合であって、実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情から判断して本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>

番号	類 型	目的外利用・提供が認められる理由
6	(法定受託事務関係) 法律上従う義務を有する各大臣 その他国の機関の指示等により 利用又は提供する場合	法定受託事務において、個人情報の利用又は提供について、各大臣その他国の機関から基準等が示されている場合には、是正の指示等の関与により、最終的には、これに従わざるを得ない。
7	(争訟等関係) 訴訟当事者である県が訴訟資料 等として裁判所に個人情報を提出 する場合	訴訟当事者である県が、十分な主張立証を尽くすためには、事実関係を正確に反映させ、公正かつ妥当な訴訟を遂行する要請との均衡に配慮しながら処理する必要があるため、事務の目的にかかわらず、訴訟資料として裁判所に提出することが必要な場合がある。ただし、実施機関から提供を受けなければ争訟等の目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情から判断して本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
8	(事業案内等関係) 実施機関が行う他の事業の案内 又は刊行物の送付のために個人 情報を利用又は提供する場合	実施機関が実施した事業の参加者等に対し、他の事業の案内や刊行物の送付等を行うに当たっては、あらかじめ本人の同意を得ることが必要となるが、条例施行前にすでに収集されている個人情報については、必ずしも、送付等に対する本人の同意が得られていない場合がある。ただし、条例施行前に収集した個人情報であって、当該本人が案内の送付等を拒んでいない場合に限る。
9	(試験・研究関係) 試験研究のため、病院、保健所 等が保有する患者等の個人情報 を利用又は提供する場合	試験研究等の事業は、疾病等の実態把握を主たる目的として実施され、その成果は疾病対策等の企画・評価に関する基礎資料となるとともに、疾病の原因の究明、検診の精度管理や効果測定等にも活用されている。こうした分野での個人情報の利用又は提供には、公益上の必要性が認められるとともに、患者等に対しより的確な医療保健福祉サービスを提供するという面でも重要な役割を果たしていることが認められ、診療等の目的のために収集した個人情報を利用し、又は提供することの必要性が高い場合がある。ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情から判断して本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。

## オンライン結合による提供制限の例外に関する事項（条例第8条第2項関係）

### （1）特定のものに対する提供

番号	システム等の名称	提供する個人情報の対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供制限の例外を認める理由
1	軽油流通情報管理システム	軽油の元売業者・特約業者・製造業者、石油製品販売業者等	総務省、都道府県、(財)地方自治情報センター	<p>軽油引取税課税事務において、軽油の元売り業者等から営業の開始届等があった場合の関係都道府県間の通知等を迅速かつ適切に行い、課税の適正化を図るためには、全国で一元的なオンラインの利用が必要である。</p> <p>提供先は、国等に限定されており、担当者の特定やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。システムの管理等は、(財)地方自治情報センターに委託しているが、当該委託契約において、保護措置を明記している。</p>
2	全国消費生活情報ネットワークシステム	相談内容に含まれる個人事業者等に関する情報	国民生活センター、消費生活センター	<p>国民生活センター及び消費生活センターが消費生活相談情報を共有し、効果的な相談業務を行うことにより、消費者被害の防止等を図るためには、全国で一元的なオンラインの利用が必要である。</p> <p>提供先は、国等に限定されており、担当者の特定やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。</p>
3	一般旅券発給管理システム	旅券発給申請者	外務省、都道府県	<p>旅券発給事務において、二重発給を防止し、旅券発給を迅速かつ適切に行うためには、全国で一元的なオンラインの利用が必要である。</p> <p>提供先は、国等に限定されており、担当者の特定やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。</p>
4	県庁総合サービスネットワークシステム	県職員等	県議会	<p>職員間の連絡を行うというグループウェアの性質上、県の機関相互のオンラインの利用が必要である。</p> <p>提供先は、県の機関に限定されており、担当者の特定やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。</p>

番号	システム等の名称	提供する個人情報の対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供制限の例外を認める理由
5	医薬品等F D申請 / 審査システム	医薬品等製造業許可等申請者、医薬品製造管理者、責任技術者	厚生労働省、都道府県	<p>医薬品の製造許可等に関する事務において、当該医薬品に対する国の承認の有無や兼任が認められていない医薬品製造管理者等の重複等を確認し、迅速かつ適切な審査事務を行うためには、全国で一元的なオンラインの利用が必要である。</p> <p>提供先は、国等に限定されており、担当者の特定やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。</p>
6	毒物劇物営業者登録等システム (薬務課)	毒物劇物製造業等登録申請者、毒物劇物取扱責任者	厚生労働省、都道府県	<p>毒物劇物営業者登録等に関する事務において、毒物劇物営業者等の欠格要件の確認や兼任が認められていない毒物劇物取扱責任者の重複登録等を確認し、迅速かつ適切な登録事務を行うためには、全国で一元的なオンラインの利用が必要である。</p> <p>提供先は、国等に限定されており、担当者の特定やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。</p>
7	建設業許可情報システム	建設業許可申請者、経營業務管理責任者、専任技術者	国土交通省、都道府県、(財)建設業情報管理センター	<p>建設業法上兼任が認められていない経營業務管理責任者、専任技術者等の重複を確認し、迅速かつ適切な許可事務を行うためには、全国で一元的なオンラインの利用が必要である。</p> <p>提供先は、国等に限定されており、担当者の特定やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。システムの管理等は、(財)建設業情報管理センターに委託しているが、当該委託契約において、保護措置を明記している。</p>

番号	システム等の名称	提供する個人情報の対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供制限の例外を認める理由
8	建設業経営事項審査システム	建設業経営事項審査申請者	国土交通省、都道府県、(財)建設業情報管理センター	公共工事の受注企業は県内にとどまらないことから、発注者が最新の経営事項審査結果を相互に提供し、そのニーズに適した建設業者の選定を可能とするためには、全国で一元的なオンラインの利用が必要である。提供先は、国等に限定されており、担当者の特定期やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。システムの管理等は、(財)建設業情報管理センターに委託しているが、当該委託契約において、保護措置を明記している。
9	県営住宅管理システム (住宅課)	入居者、連帯保証人	県住宅供給公社	県営住宅管理事務において、県営住宅の入居者の募集、入退去の手続、家賃の収納等の管理事務を県住宅供給公社に委託しており、入居者等に関する情報を共有し、相互に緊密な連絡を取って正確かつ適切な事務を行うためには、オンラインの利用が必要である。提供先は、県住宅供給公社に限定されており、担当者の特定期やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。



番号	システム等の名称	提供する個人情報の対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供制限の例外を認める理由
10	宅地建物取引業免許システム	宅地建物取引業者、宅地建物取引主任者	国（国土交通省）、都道府県、(財)不動産適正取引推進機構	<p>宅地建物取引免許に関する事務において、宅地建物取引業者や宅地建物取引主任者の欠格要件の確認や兼任が認められていない取引主任者の重複登録等を確認し、迅速かつ適切な免許事務を行うためには、全国で一元的なオンラインの利用が必要である。</p> <p>提供先は、国等に限定されており、担当者の特定やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。システムの管理等は、(財)不動産適正取引推進機構に委託しているが、当該委託契約において、保護措置を明記している。</p>
11	財務会計システム	債権者、債務者	県議会、県警察本部	<p>歳入歳出事務において、コンピュータ処理による事務の統一化、迅速化を図るためには、オンラインの利用が必要である。</p> <p>提供先は、県の機関に限定されており、担当者の特定やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。</p>
12	生涯学習情報システム	指導者、講師等	市町村	<p>生涯学習関係の指導者、活動団体、イベント等に関する情報を登録し、最新の情報を提供するためには、オンラインの利用が必要である。</p> <p>提供先は、当該情報を登録した市町村に限定されており、担当者の特定やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。</p>

番号	システム等の名称	提供する個人情報の対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供制限の例外を認める理由
13	公有財産管理システム	公有財産の取得、借受、使用許可、貸付等の相手方等	県警察本部	<p>公有財産管理事務において、コンピュータ処理による事務の統一化、迅速化を図るためには、オンラインの利用が必要である。</p> <p>提供先は、県の機関に限定されており、担当者の特定期間やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。</p>
14	物品管理システム	物品の購入等の契約に係る入札参加資格者名簿に登録された個人事業者	県議会、 県警察本部	<p>物品調達事務等において、コンピュータ処理による事務の統一化、迅速化を図るためには、オンラインの利用が必要である。</p> <p>提供先は、県の機関に限定されており、担当者の特定期間やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。</p>

( 2 ) 不特定のものに対する提供

番号	システム等の名称 ( 所管課 )	提供する個人情報の 対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供 制限の例外を認める理由
1	インターネットによる行政情報の提供	入選者、講演者、講師、各種指導者、ボランティア関係者、児童、生徒、職員等	インターネット利用者	<p>インターネットによる個人情報の提供については、次の要件をみたしており、個人情報の保護が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民サービスの向上、住民負担の軽減、事務の効率化等公益上の必要性がある。</li> <li>・行政情報を提供する場合で、個人情報を提供することが、当該行政情報の提供に不可欠である。</li> <li>・個人情報の提供については、本人の同意がある、慣行として公にされている、又は法令等の規定に基づき公表することになっているなど社会通念上許容される範囲のものに限っている。</li> <li>・ホームページの内容等が改ざんされないよう不正侵入の防止等適切な技術的措置が講じられている。</li> </ul>

# 事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針

## 第1 趣旨

この指針は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第46条第2項の規定に基づき、事業者が個人情報の保護に関し必要な措置を講ずる際のよりどころとなるよう作成したものである。

なお、事業者がこの指針を十分に尊重するとともに、国からの業界団体に対する指導通達や業界団体において策定されているガイドライン等を参考として、それぞれの事業活動の特性に応じた適正な個人情報の保護措置がなされることを期待するものである。

## 第2 対象とする個人情報

- 1 この指針は、事業者がその事業活動に伴って取り扱うすべての個人情報を対象とする。
- 2 この指針において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいう。
- 3 この指針において「事業者」とは、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

## 第3 個人情報の収集

- 1 事業者は、個人情報を収集するときは、正当な事業活動の範囲内で、あらかじめ個人情報を収集する目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ適正な方法により行うものとする。
- 2 事業者は、個人情報を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし、本人の同意があるとき又は本人の権利利益を侵害しないと認められるときは、この限りでない。
- 3 事業者は、次に掲げる個人情報を収集しないものとする。ただし、本人の同意があるとき又は本人の権利利益を侵害しないと認められるときは、この限りでない。
  - (1) 思想、信条及び信教に関する個人情報
  - (2) 病歴、身体障害等の身体に関する個人情報
  - (3) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

## 第4 個人情報の利用及び提供

事業者は、原則として収集したときの目的の範囲内で個人情報を利用し、又は提供するものとする。ただし、本人の同意がある場合又は本人の権利利益を侵害しないと認められるときは、この限りでない。

## 第5 個人情報の適正管理

- 1 事業者は、収集した目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去するものとする。
- 4 事業者は、個人情報を取り扱う事業の全部又は一部を委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにするものとする。

## 第6 自己の個人情報の開示等

- 1 事業者は、本人から自己の個人情報の開示を求められたときは、原則としてこれに応ずるものとする。
- 2 事業者は、本人から自己の個人情報の訂正（追加及び削除を含む。）を求められた場合において、当該請求に正当な理由があると認めるときは、これに応ずるものとする。
- 3 事業者は、本人から自己の個人情報の利用又は提供の停止を求められた場合において、当該請求に正当な理由があると認めるときは、これに応ずるものとする。

## 第7 体制の整備

- 1 事業者は、個人情報の適正な取扱いを行う責任体制の確立に努めるものとする。
- 2 事業者は、従業員等に対し、個人情報の保護が図られるよう意識啓発に努めるものとする。
- 3 事業者は、個人情報の取扱いについて苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切な処理に努めるものとする。

## 徳島県個人情報保護審査会審議経過

年 月 日	内 容
平成14年 9月19日 (第2回審査会)	諮 問 ( オンライン結合による個人情報の提供制限の 例外に関する事項 ) 審 議
10月18日 (第3回審査会)	諮 問 ( 個人情報の収集制限(本人収集の原則)の例 外に関する事項 ) 審 議
11月 6日 (第4回審査会)	諮 問 ( 個人情報の収集制限(センシティブ情報の収 集制限)の例外に関する事項 ) 審 議
11月28日 (第5回審査会)	諮 問 ( 個人情報の目的外の利用・提供制限の例外に 関する事項及び事業者の個人情報の適正な取 扱いに関する指針について ) 審 議
12月12日 (第6回審査会)	審 議

## 徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
藤 岡 幹 恭	徳島文理大学総合政策学部長	会 長
松 尾 博	徳島県情報公開審査会会長	
真 鍋 忠 敬	弁護士	会長職務代理者
三 好 登美子	前徳島県立富岡西高等学校長	
山 下 淳	神戸大学法学部教授	

(五十音順)